

令和3年度

決算の公表

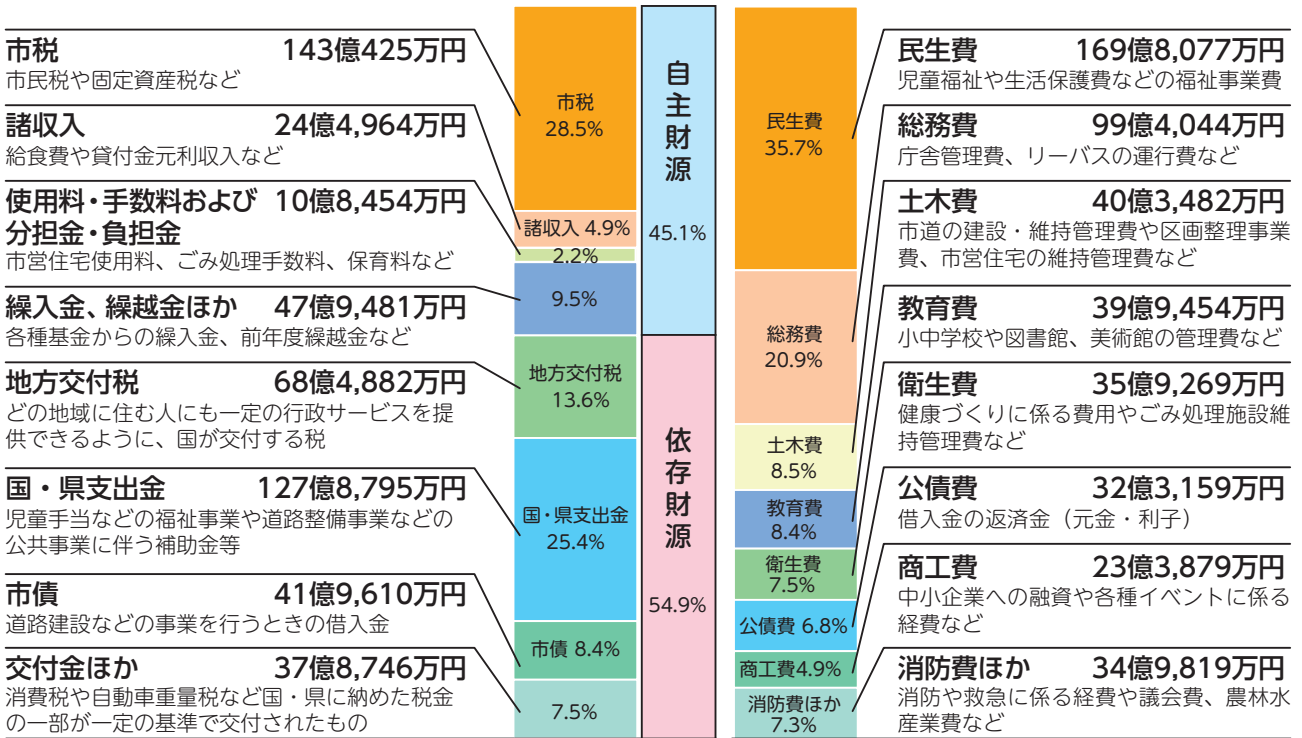
財政課財政係 ☎(63)2151

令和3年度の市の決算を公表します。市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などがいくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせします。

令和3年度 一般会計の決算

歳入 合計502億5,357万円

歳出 合計476億1,183万円



市民1人当たりが負担した市税
150,386円

市民1人当たりに使われたお金
500,561円

歳出決算の特徴
新庁舎建設などの普通建設事業費が増加した一方、災害復旧事業費が大きく減少し、投資的経費は減少しました。また、特別定額給付金、情報化教育推進事業費など主に臨時的な経費が減少しました。歳出総額は前年度と比較すると約14.1%の減となりました。

歳出決算の特徴

歳入決算の特徴
市税収入は前年比12%減となりました。地方交付税が増額となった一方、新型コロナウイルス感染症関連において、国庫支出金が大幅な減額になりました。歳入総額は前年度と比較すると約14.3%の減となりました。

歳入決算の特徴

決算規模
前年度と比較して歳入は14.3%の減で、歳出は14.1%の減となりました。新型コロナウイルス対策に係る特別定額給付金の減額が主な理由です。令和4年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は16億3,962万円です。

決算規模



道路整備関連経費
12億5,423万円



新庁舎整備事業費
26億4,666万円



新型コロナ対策関連経費
36億3,605万円

主なお金の
使いみち

特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	105億803万円	101億4,452万円
公設地方卸売市場事業費	1,290万円	1,120万円
介護保険	84億2,594万円	82億3,604万円
後期高齢者医療	11億5,996万円	11億5,344万円
粕尾財産区管理会	267万円	260万円
清洲財産区管理会	66万円	48万円
合計	201億1,016万円 (前年比 +1.11%)	195億4,828万円 (前年比 +1.73%)

上下水道事業会計の決算

地方公営企業法の適用を受け、民間企業と同様の会計方式をとっています。

【水道事業会計】

給水人口		86,916人
収益的収支 (維持管理費)	収入	16億1,318万円
	支出	12億9,683万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	8億484万円
	支出	15億6,182万円

【下水道事業会計】

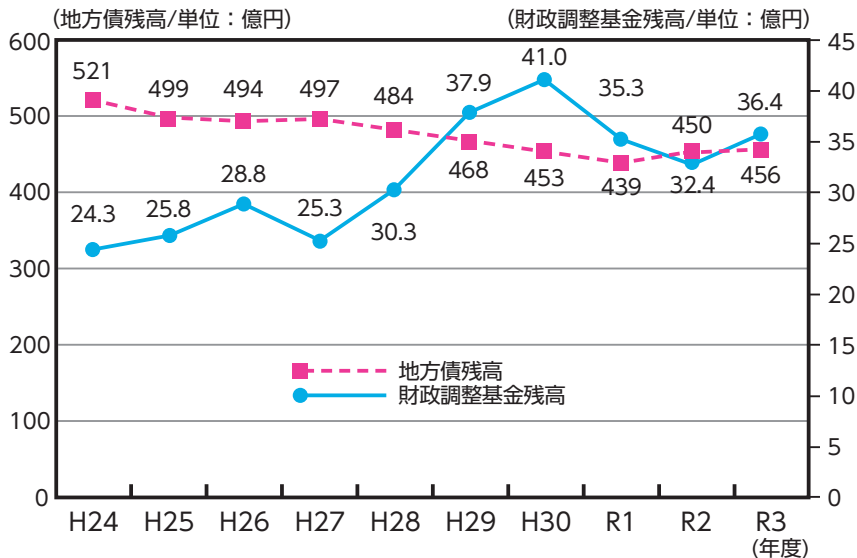
接続人口		61,723人
収益的収支 (維持管理費)	収入	26億8,686万円
	支出	20億9,111万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	6億3,066万円
	支出	15億1,885万円

市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債（一般会計・特別会計・公営企業会計を含めた借金）と財政調整基金（預貯金）の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に取り崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和3年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです。前年度と比較すると実質公債費比率が減少しました。(単位：%)

	①実質赤字比率 市の一般会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	⑤資金不足比率 公営企業(注1)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。
鹿沼市の比率	黒字のため、該当しません。(－)		1.9 (2.3)	実質的な負債がないため、該当しません。(－)	黒字のため、該当しません。(－)
早期健全化基準(注2) (⑤は経営健全化基準)	12.15 (12.21)	17.15 (17.21)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	20.0 (20.0)

※()は令和2年度決算における数値

(注1) 公営企業とは、本市の場合、水道事業・下水道事業・公設地方卸売市場事業です。

(注2) 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。